

次期計画期間における第 1 号被保険者の保険料段階の設定について

1 国の方針

1 現行第 2 段階の細分化

市町村民税世帯非課税者のうち、年間の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の者を基準として、現行の第 2 段階を新第 2 段階と新第 3 段階に区分し、新第 2 段階の標準割合を第 1 段階同様とする。

2 課税層の多段階化

課税層の多段階化を認め、保険料段階区分数、保険料率に係る弾力的な設定を可能とする。

2 本市の状況

保険料段階の設定に係る対象者別の意向

(「高齢者の生活と健康に関する調査」等の結果から)

調査対象者 質問項目	若年者	高齢者 一般	サービス 利用者	サービス 未利用者
このままの設定でよい	11.5%	20.6%	25.2%	20.5%
全体の保険料を上げ、 困窮層を下げる	7.6%	4.0%	5.0%	5.2%
所得段階に応じ細かな 設定をする	49.0%	33.7%	26.8%	22.1%
その他	4.4%	3.2%	1.2%	1.7%
わからない	20.5%	21.2%	25.9%	22.7%
無回答	7.0%	17.3%	15.9%	27.8%

いずれの調査対象者においても、「わからない」等を除くと、「所得段階に応じ細かな設定をする」が最も高い回答結果となっている。

保険料段階及び課税層における合計所得金額の分布状況

(平成17年6月1日現在)

現行の所得段階区分	合計所得金額	人数	第1号被保険者に占める割合
第1段階	(生活保護受給者等)	13,694人	4.8%
第2段階	(市民税世帯非課税)	123,446人	43.0%
第3段階	(市民税本人非課税)	77,378人	26.9%
第4段階	125万円以上 200万円未満	35,547人	12.4%
第5段階	200万円以上 400万円未満	22,146人	12.9%
	400万円以上 700万円未満	7,469人	
	700万円以上	7,555人	
	小計	37,170人	
合計		287,235人	100.0%

保険料段階の構成割合(17年度当初調整交付金交付申請における数値)

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
全国平均	2.3%	35.6%	37.7%	12.7%	11.7%
京都市	5.0%	42.3%	27.3%	12.1%	13.3%

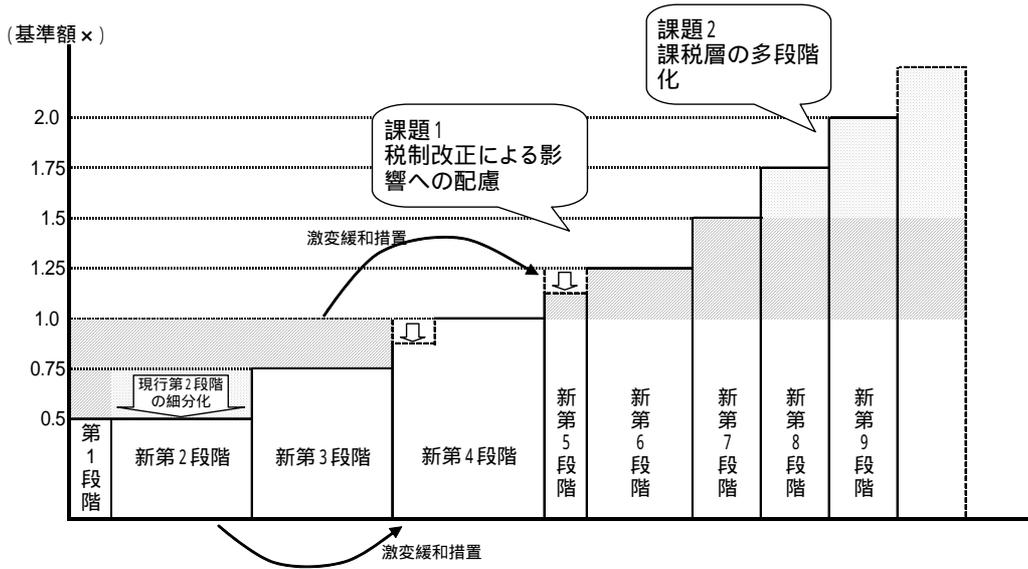
一定以上の所得を有する階層もあるが、本市は全国平均に比べ、低所得者の割合が高い状況にある。

(参考) 第2期事業計画における政令都市における保険料率の状況

	本市(基本形)	旧京北町	横浜市	さいたま市
第1段階	0.5	0.465	0.25	0.45
第2段階	0.75	0.725	0.65	0.7
第3段階	1.0	1.0	1.0	1.0
第4段階	1.25	1.25	1.25	1.3
第5段階	1.5	1.5	1.5	1.55
第6段階	-	1.95	2.0	1.6
第5・第6の境界所得	-	500万円	700万円	500万円

政令市では、横浜市及びさいたま市以外は、5段階設定を採用している。

3 課税層における保険料段階の細分化に係る検討



〈課題1〉税制改正による影響への配慮

税制改正（高齢者の非課税措置の廃止）の影響により，市民税非課税層から課税層に移行する者が生じ，収入額に変更がないにもかかわらず，保険料段階区分が変更になる。

このため，国において，平成18年度，19年度の2年間について，激変緩和措置を講じることが検討されている。

激変緩和措置終了後においても，課税層の多段階化により，保険料率を標準割合（1.25）より低く設定することが可能となる。

税制改正の影響に伴う保険料率の変化

本人	世帯状況	年金収入金額	現在の保険料段階	保険料率
	単身	155万円超	第2段階(新第3段階相当)	基準額 × 0.75
	夫婦	212万円超		



世帯状況	年金収入金額	変更後の保険料段階	保険料率
単身	155万円超	新第5段階相当	基準額 × 1.25 (1.67倍)
夫婦	212万円超		

扶養家族

現在の保険料段階	保険料率
第2段階(新第2・新第3段階相当)	基準額 × 0.75



変更後の保険料段階	保険料率
新第4段階	基準額 × 1.0 (1.33倍)

世帯非課税の者が課税に移行することに伴う変更

	17年度	18年度	19年度	20年度
保険料段階	新第3段階相当	新第5段階	新第5段階	新第5段階
保険料率例	0.75	0.9	1.1	1.25

〈課題2〉課税層の多段階化

国の方針に基づき、現行の保険料第2段階を新第2段階と新第3段階に区分したうえ、新第2段階について第1段階と同様の保険料率（0.5）とすることにより、基準額（新第4段階 = 1.0）が高くなる。

課税層のうちの低所得の方への配慮として、激変緩和措置及び保険料率の引下げを行うことにより、基準額は高くなる。

課税層のうち高所得の方の保険料率を上げることにより、基準額を引き下げることが可能となる。

【試算例】

現行の第2段階の細分化や、課税層のうちの低所得の方の保険料率の引下げ（1.1として設定）により、基準額を170円程度押し上げる結果となる。

例えば所得400万円以上700万円未満の方の保険料率を1.75に、700万円以上の方の保険料率を2.0と設定した場合、上記の基準額を90円程度下げる効果がある。

現時点では、第2段階の細分化や税制改正により影響を受ける方の人数の把握ができていないため、ごく粗い試算による。

保険料段階の細分化による基準額の変化

保険料段階の細分化によって保険料基準額がどのように変化するかを、第2期計画策定時の数値を用いて検討したものであり、第3期の保険料を示すものではありません。

（検討の前提：15～17年度の給付費 217,877 百万円，第1号被保険者数 852,064 人）

	5 段階 (現行)	7 段階 (第2段階を細分化し、課税層のうち低所得の方の保険料率を1.1とした場合)	9 段階 (高所得の方の保険料率を上げた場合) 例 400万円～1.75 700万円～2.0
補正後被保険者数()	837,792人	802,964人	821,856人
保険料基準額	3,866円	4,036円	3,946円

+170円

90円

() 補正後被保険者数 = 事業運営期間における各所得段階ごとの第1号被保険者の見込み数に、それぞれの段階の基準額に対する割合を乗じて得た数を合計した数